平成２１年（フ）第２０３００号
東京都板橋区赤塚１丁目５―18―305
債務者　新美富二夫
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３０１号
東京都板橋区赤塚１丁目５―18―305
債務者　新美　祥子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３０３号
東京都板橋区向原２丁目10―５―101
債務者　魚永　　哲
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３０７号
東京都葛飾区亀有１丁目16―３―104
債務者　松田　嘉明
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３２３号
東京都板橋区高島平７丁目40―10―203
債務者　芳野　信治
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３２４号
東京都豊島区千川２丁目40―１―201
債務者　佐護千賀子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３４８号
静岡県静岡市清水区由比今宿1035―１
債務者　望月　　満
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３５１号
千葉県市川市塩焼４丁目３―９
債務者　磯崎　　賢
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３５２号
千葉県船橋市南本町11―24
債務者　相馬　　哲
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３５３号
栃木県宇都宮市上小倉町2649―３
債務者　高沼　伸江
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３５４号
東京都品川区旗の台５丁目８－５　片山方
債務者　清水　正美（旧姓金川）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３５５号
北海道旭川市秋月２条２丁目６－４－D208
債務者　瀬川　洋之
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３５６号
東京都板橋区弥生町16―２―110
債務者　山崎みちる
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３５７号
東京都板橋区徳丸６丁目37―４―203
債務者　五嶋　智実
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３６９号
東京都板橋区若木２丁目７－１―206
債務者　阪　　恵子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３７７号
東京都北区赤羽西４丁目37―５　金鈴荘２階10
債務者　黒瀬覚こと　クロセ　カンザキ　フルヘンシオ　サトル
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部